

朝夕と日中の気温差が大きい時期です。体調くずさないように気を付けましょう。

今回は年末調整についてお知らせします。年末調整とは、その年に納めるべき所得税額を正しく計算し、徴収又は還付する手続きです。また同時に次年の税徴収の基となる申告も行います。



提出締切 11月10日(金)

主な改正点

- 平成29年分の給与収入1000万円超の給与所得控除額が220万円が上限となります。この改定に伴い、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等が変更になりました。
- 平成30年から合計所得金額が1000万円を超える居住者は配偶者控除の適用が受けられないこととなります。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされます。

平成29年分 扶養控除等申告書 (写)

内容を確認し、異動があれば記載・押印してください
※異動の有無にかかわらず返却してください

★ 提出前にチェックしましょう

- 平成29年中に前職がある職員はその期間の源泉徴収票が必要です！
平成29年1～3月に非常勤講師をしていた等、該当される方は源泉徴収票の取り寄せをお願いします。
- 扶養親族の所得額の上限は38万円です！
給与収入103万円以下、年金収入158万円(65歳未満108万円)以下が該当します。
- 夫婦で同じ子を扶養親族として申告していませんか？
- 扶養親族が国外居住親族に該当していませんか？

平成30年分 扶養控除等申告書

申告書の裏面と下記を参考に記入してください

平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

フリガナを忘れずに！
扶養親族等すべての氏名にも必要！

住所欄に記入した住所の市町名を記入

源泉控除対象配偶者
職員(申告者)の合計所得金額が900万円以下で、合計所得金額が85万円以下の配偶者のこと

平成30年1月1日現在の住所を記入

平成30年の所得見積額を記入
※給与収入のみの場合
所得見積額 = 収入額 - 65万円

控除対象扶養親族等が非居住者である場合に○(親族関係書類の添付等が必要)

16歳以上(H15.1.1以前生)の扶養親族を記入
※就職・年金受給等により所得が38万円を超える予定がないかを確認
他の所得者が控除を受ける扶養親族は下に記入

70歳以上(S24.1.1以前生)で
同居の場合…【同居老親等】の□に✓
別居の場合…【その他】の□に✓

19歳～22歳(H8.1.2生～H12.1.1生)
…【特定扶養親族欄】の□に✓

16歳未満(H15.1.2以後生)の扶養親族を記入

既に提出済みの個人番号の記入は不要
新たな扶養親族等を記載する場合(以前掲載していたが削除した扶養親族等を再記載する場合を含む)や変更になった場合等は個人番号の記載が必要

平成29年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

フリガナを忘れずに！

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

保険区分、新旧の区分、金額等を証明書で確認して記入 証明書の添付も忘れずに！

【生命保険】
契約者が職員以外でも、受取人が職員又は配偶者や親族となっており、職員が保険料を支払った場合は申告可能

【地震保険】
一つの契約が、地震と旧長期どちらにも該当する場合は、いずれかを選択して申告

該当者は所得額38万円を超え76万円未満の配偶者 (扶養控除と重複申告はできません)

※配偶者の収入額が確定していない場合は、えんぴつ書きし、確定後すぐに事務職員へ

自身や生計を一にしている親族の国民年金保険料、国民健康保険料等を支払った場合に記入 国民年金保険料の支払い先は「厚生労働省」証明書の添付も忘れずに！

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金を年末調整する場合はここに記入

平成29年分 住宅借入金等特別控除申告書 対象者はつぎの書類を提出してください

- 住宅借入金等特別控除申告書（税務署から受け取った用紙）
※書式中に個人番号欄があっても記入は不要
- 借入金の年末残高等証明書（金融機関等が発行）
なお、借入金の借換えをしている場合は、借換え直前の残高がわかる書類も必要

サービス「一問一答」

特別休暇15号
家族の看護等に係る休暇



Q 子の在籍する学校で午前10時から12時まで学校行事等が行われる場合、これに出席する職員が本号の休暇を取得できるのは、午前10時から12時までの2時間のみか。

A 当該職員の勤務場所から子の在籍する学校までの移動時間も含め、「必要と認める時間」として本号の休暇を取得できる。

また、始業時刻以降に勤務場所を出発したのでは行事に間に合わないと予想される場合（又は行事終了後に勤務場所に戻るのが終業時刻以降になると予想される場合）については、当該行事開始前（又は終了後）のすべての勤務時間について、休暇を取得できる。

なお、当該行事に出席する前（又は後）に年次有給休暇を取得する場合は、当該行事開始時刻まで（又は終了時刻から）年次有給休暇を取得すべきである。